

土 木 環 境 委 員 会 記 録
< 第 1 号 >

令和 2 年 第 4 回 沖 繩 県 議 会 (6 月 定 例 会) 閉 会 中

令和 2 年 8 月 12 日 (水 曜 日)

沖 繩 県 議 会

土木環境委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 令和2年8月12日 水曜日
開 会 午前10時4分
散 会 午前11時30分

場 所

第7委員会室

議 題

- 1 上下水道事業について（座間味浄水場建設候補地について）

出席委員

委員 長	瑞慶覧	功 君
副委員 長	下 地 康	教 君
委 員	座 波	一 君
委 員	照 屋 守	之 君
委 員	上 里 善	清 君
委 員	次呂久 成	崇 君
委 員	島 袋 恵	祐 君
委 員	比 嘉 瑞	己 君
委 員	玉 城 健一郎	君
委 員	新 垣 光	栄 君
委 員	金 城	勉 君

委員外議員 なし

欠席委員

呉 屋 宏 君

説明のため出席した者の職・氏名

企業局長 棚 原 憲 実 君
建設課長 大 城 彰 君

○瑞慶覧功委員長 ただいまから、土木環境委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事項上下水道事業についてに係る座間味浄水場建設候補地についてを議題といたします。

本日の説明員として、企業局長の出席を求めております。

座間味浄水場建設候補地についての審査を行います。

ただいまの議題について、企業局長の説明を求めます。

棚原憲実企業局長。

○棚原憲実企業局長 おはようございます。

これまでの経緯について、御説明いたします。

座間味島の高台地域は、自然公園法の特別地域であることから景観や造成面積、併せて整備費用、工期等を総合的に検討し、当初、阿真キャンプ場内を浄水場の建設予定地としておりました。

しかしながら、津波被害を受けない高台への変更を求める住民からの陳情を受け、企業局としては、令和元年度に高台3か所の浄水場建設の実現性について再調査を行い、高台候補地のうち既存浄水場用地拡張案及び当初予定地の阿真キャンプ場内案の2案に絞ったところです。

その後、令和2年6月に改めて座間味村の住民より2件の陳情が提出され、さきの県議会において全会一致で採択されました。

県としては、ビーチ周辺の自然環境への配慮を求める住民からの意見や、県

議会において陳情が採択されたことは、重く受け止めており、これらのことを総合的に判断し、高台の既存浄水場用地における建設に向けて取り組んでいくことを決定しました。

高台の既存浄水場用地における建設の際には、当該地が村有地であることから、浄水場建設事業を円滑に進めるためには、座間味村及び住民の理解、協力が必要であります。

企業局としては、村が同地域周辺を防災拠点として活用することについて設計段階から可能な限り配慮することや、工事車両等による住民生活への影響の低減について村と調整しながら、住民の生活に必要な浄水場の建設に向け取り組んでまいります。

以上でございます。

○瑞慶覧功委員長 企業局長の説明は終わりました。

これより、座間味浄水場建設候補地についての質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありますか。

座波一委員。

○座波一委員 まずですね、今日のこの委員会の招集ですね、この目的・趣旨は何ですか。

○瑞慶覧功委員長 目的・趣旨は去る委員会で、全会一致で高台案ということで進めるべきだということであったと思います。その後座間味村のほうで、アンケートを実施するというような情報とございますか、そういう話等もありました。アンケートとかそういうことをしてしまうと、余計分断されるのではないかというような意見等もありまして、また委員からそういった企業局の対応、全会一致を受けてですね、どういう対応を取っていくのかということ、確認していく必要があるんじゃないかという意見等がありまして、それを確認していこうということでの委員会開催の連絡をしたところでもありますけれども、その後知事が高台案に決定することの報告がありまして、いろいろ状況が変わってきておりますけれども、しかしそういった経緯等も含めてですね、確認する

必要があるんじゃないかということで、そのまま委員会は開催する運びになりました。

○座波一委員 委員長への質問になってしまいましたが、委員長、前回の委員会はですね、そこではアンケートの議論は出ていません。これは全く我々は聞いておりません。そのとき議論になったのはここまで方針変換をした企業局が責任を持って決めるべきだと私は主張しました。それで、全委員がその方向性で言っていました。企業局が決めるべきだと。そこでアンケートの話は一切出てない、さらにまた高台案がいいんじゃないかという意見も多数あったことから、2つあるうちの1つの陳情は採択しようかと、その後の議論も踏まえてあるから、1つは残しておこうということでの経緯でやったんです。その後、その答弁の中では企業局長はこれは座間味に任せてであると、任せたいということでしたよね、これに終始してました。かたくなにこれに終始したのは非常に私は今でも理解できないのですけれど、その結果のとおり終わって本会議でも報告されました。その後このようなことが起こったわけですよ。全く予期せぬこと、知事が出てきて座間味に決定しましたと。なぜこのタイミングで知事が出てくるのか、当初から高台案に決定するということをするタイミングなんて幾らでも知事にはあったわけですよ。なぜこのタイミングなのかと、私は後から聞きました、アンケート調査をするということは後から聞いたんです。この座間味村がですね、そこまで私たちに任せてほしいとやりますと、その代わりアンケート調査をやりますということをね、明言して引き取ったと思います、これは。そうですよね、企業局から引き取っているんです、現実。でその準備をして住民・島民に全て配布が済んだ後に、この直後に知事の発表が出たんですね。これって何のことかさっぱり意味が分からない。このいいかげんなことでね、島民がまさに分断まで、完全に分断ですよ。一番我々が恐れていたこと分断があってはいけないから、県企業局が決めなさいというのが私たちの主張、私の主張でした、私たち保守はそうでした、自民党はですね。そういうことで最後にそういうことを言っていたことをですね、最後に覆してきたわけですよ、だからいまだにその理解ができないんですよ。なぜそういう展開になったのか。座間味村と約束していたということも、そこも明らかにされていなかったわけだから、あの時点では、そうですよね、あの時点では約束されていません、委員会で報告はなかったんです、これ。そういう中でこういう経過説明を受けて、ああそうですかというわけにはいかんでしょう。まあ何が聞きたいかと明確に言えば、なぜ座間味村に任せていたというこの内々の情報も入っております。なぜそれを任せていながら、知事の発表になったのか、まずそれからお願いし

ます。

○棚原憲実企業局長 県はこれまで高台である既存浄水場拡張案及び低地の阿真キャンプ場内案の2案に絞ってまいりました。座間味村役場とも調整しまして、その2案については先日6月に行われた住民説明会でも説明してきたところです。我々は座間味村と調整の上ですね、やはり座間味村としては高台のほうの利活用ですとか、村有地であることとか、工事の長期化ですとかそういういろんな観点から座間味村のほうで決定していただくことが望ましいということ伝えてありました。それは一貫して続いていきましたが、先ほど冒頭の説明で申し上げたようにさきの県議会において、阿真キャンプ場周辺の自然環境をぜひ守っていただきたいという住民からの要望を受けた委員からの継続した強い意見、そして全会一致で県議会で採択されたという状況の変化、そういうことを踏まえまして、我々としては座間味村とのこれまでの経緯もありますが、三役と調整しまして今回の決定を行ったという経緯です。アンケート調査につきましては、土木環境委員会の委員のほうからもさきの代表質問においても住民投票、あるいはアンケート調査を実施すべきだという御意見もありました。住民説明会の中でも住民からアンケート調査をするべきだという話もありました。そういうことを踏まえまして、今回座間味村において住民の意見の把握をぜひしたいということでアンケート調査を実施することを決めた経緯があります。ところが先ほど言いましたように、県議会での議決ですとかいろんなその後の状況の変化においてさらなる混乱を発生させないために、どのようなことがいい方法かなということで、私のほうから三役と調整しまして今回決断したところです。

以上です。

○座波一委員 確かに本会議では、これは提言的な発言はありましたね、アンケートあるいは住民投票するべきじゃないかということはあったんですが、委員会ではそういう議論にはなっておりません。委員会ではね、そういう中で村としては、もうやることを決定した旨を連絡してその了解の下で進めているわけですよ、で局長からその件については方針を変えたいと。もう高台案に決めたいというような事前に相談したかもしれないけど、村と局長との間では物別れ状態です、どちらかというね。納得はしていない状況の中でそこで本当は企業局の局長がやるべきコメントをですね、知事が出てきて決定案を出したわけですね、高台案に決定したと。これ何で知事が出てくるんですか。

○**棚原憲実企業局長** 企業局としましては座間味村と調整の上、座間味村のほうで住民の合意を図っていただき、最終的には企業局の事業として、私のほうで判断する予定としておりました。ところが、その後の県議会での議論や先ほども申し上げましたが県議会において全会一致で採択されたということは我々としては非常に重く受け止めております。そういうことを総合して考えて三役と調整の上、これは知事として企業局も含めて、県知事としてやっていくべきだろうという判断をしていただきました。

○**座波一委員** 全会一致というふうなことはですね、確かにこの2つの陳情がありましたから、1つの陳情案について今やっています。やって全会一致ということになっておりますが、これも企業局が決めるべきだということを前提にした全会一致だと僕は解釈しているものですからね、今本当にこの状況においては全会一致を盾に、知事が何らかの理由で全会一致ということを理由にああいうふうに公式コメントを出したというふうに今理解しています。非常にこれ何か今後その問題がありそうだなという気がしておりますけれども、委員会においてもあと1つ陳情が同じようなものが残っているんです。

○**瑞慶覧功委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、事務局から6月定例会において2つの陳情が採択された旨説明した。)

○**瑞慶覧功委員長** 再開いたします。
座波一委員。

○**座波一郎委員** いずれにしましてもですね、これはちょっと問題があって、この今結果として座間味村に対して非常にこの説明がつかない。座間味村のこのやり方に対して、非常に県は信義に反するようなことをやっている。これは客観的に見てそうなります。もう少し向こうがやると言ったことに対して、全く頭ごなしに決定したからというようなことになったら非常に問題だということと、座間味村民が結果として二分される結果になっており、大変憂慮べき事態になったなと思っています。それを県が今後、どう方向性を持っていくか、大変大きな問題となりますのでそこを今後も私たちは見ていかないといけないなと思っていますから、お願いします。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 おはようございます、よろしく申し上げます。

この7日の知事の意味決定ですね。これはもうあれじゃないですか、この意思決定に係る大きな疑惑になっていませんか。あの皆様方が3日にですね、私ども委員にアンケートの調査を次のとおりやりますという座間味村がですね。これを持ってきたのは企業局ですよ、そのときに担当といろいろ話をしましたよ。最初からキャンプ場案で我々は考えていたみたいだね、何かこういうふうな話をしながら、こういう形で村がアンケートを取ると、それに従っていくみたいなのさというふうな説明がありましたよ。村もそういうふうなことをやる、そうしたら何ですかこれは。8月11日から17日まで受付期間として、アンケート調査ですね、集計を8月18日に行き、その際に村議、選挙管理委員及び監査委員の立会いを求めると。内容については7月31日の臨時村議会の後に村議に説明して全員の了承を得ているということですよ。それが何で7日に県知事が高台って表明するんですか。どういうことですか。企業局が我々に説明に来たんですよ、これ。県議会を何と思っているんですか。どういうことですか、説明してください。

○棚原憲実企業局長 座間味村のアンケート調査につきましては、7月31日の金曜日の午後ですね、村のほうから情報を提供をいただきました。これにつきましては土木環境委員会、本会議いろいろ議論もいただいて重要な案件ということもありまして、速やかに週末でしたので翌8月3日の月曜日に三役に報告するとともに、土木環境委員会委員に対して情報提供を行う必要があるだろうということで情報提供を行いました。その後、それに伴ういろんな影響等総合的に勘案しまして三役とも調整しながら8月5日にですね、県としての方針を座間味村長に私のほうから電話でお伝えしました。最終的には今後の取組等も含めて再度三役とも調整しまして、8月7日に知事が公表したという経緯となっております。

○照屋守之委員 経緯もさることながらね、何で村がこれ皆様方相談して、村がアンケートを取る。だから我々が前回言ったでしょう、何で皆様方が決めないの。県事業だからね、決めないのと言っているのに皆様方は一点張り、村に判断してもらおうということを委員会ですって言うてきたでしょう。ずっと言うてきましたよね、そのとおり村はやるということで、皆様方もじゃあそうし

ましようとしたわけでしょう。これ村の行政なんかもう立場はありませんよ。それも企業局長が本来やるべきものを知事が出てきて、三役調整して知事の判断で、冗談でしょう。これ企業局長の責任問題ですよ、こんなことしたら。これ座間味村としての住民からの信頼、大失墜ですよ。県と村との信頼は大失墜ですよ、それを皆様方がやっているんですよ、この責任は大変なものですよ。こんな無責任なことをやって県議会が全会一致で決めたと行って、我々に責任転嫁するんですか。こんな行政がありますか。これは企業局長として責任問題になりませんか。今まで説明してきたことと皆様方がやっていることは違いますよ。そのことによって村民はおろか、村の行政も大変なことになっていますよ。これちゃんと村に対してわびる、村民に対してわびるとかそういうことをやりましたか。企業局は県としてやりましたか。

○棚原憲実企業局長 企業局としましては、座間味村とこの事業を何とかうまく進めていくために、先ほども申し上げましたように、いろんな課題がある中で座間味村のほうが住民の意見の取りまとめをお願いしますということで進めてきて、両者その意見で進んでいました。住民説明会もその説明をしてまいりました。その後、県議会において責任転嫁をしているわけではありませんが、我々としては全会一致で採決されたこと、そして県議会の中の議論の内容そういうものを重く受け止めまして、今回の決定に至ったところです。

○照屋守之委員 重く受け止めましたと言って、我々のそのときの土木環境委員会で何と言ったんですか、皆さんは。あくまで村に決めさせると言ったんでしょう。何名も委員が聞いていますよ。そのとき重く受け止めていないでしょう。重く受け止めていないのに、終わった後で県議会の意思決定を重く受け止めるってこんなやり方がありますか。ましてや座間味村にもそういうふうに住民アンケートを取るって彼らは準備してスタートしているのに、それも無視してこんなことが本当に県の行政として、県の権力としてできるんですか。何でこんなことやるんですか。

○棚原憲実企業局長 先ほども申しましたように、我々としては村と調整の上そういう形で進めようということでやってまいりました。今回8月5日に村長に連絡をさしあげましたが、その際には村においてアンケート調査の手続に入っておりました。そういう点ではかなり急に県の方針を決定したこと、そして座間味村はこれまでいろいろ御尽力いただいて多大な迷惑をかけたことについては、我々とても反省しております。5日には座間味村長に対して謝罪と今後

の県の取組方針を電話でお伝えしたところです。

○照屋守之委員 これはですね、これずっと県議会でもいろいろあって、前期からいろんな問題提起をされてやってきたわけでしょう。3000万余りかけてそのキャンプ場じゃなくてほかのところも含めてやりましたと、いろんな経緯を経てきているんですね。最終的に皆様方が意思決定すればいいものを、村と相談してアンケートを取り、村でやってくれということのを投げて、いろいろ問題提起されて、そこではたと気づいたんですか。村民を分断して大変なことになる、それで自分たちで決める。それは決めるタイミングは重要ですよ、ただ皆様方は自信を持ってやってきたことを、何でこんな急に覆すのですか。アンケートをやってもうスタートするんだから、そこを踏まえた上で対応しないと、座間味村長の座間味の行政なんかもう信頼失墜ですよ、それを皆様方がつくっているんですよ、県の行政がそれをつくっているんですよ。我々は県政をチェックする機関ですよ。こんなことを行政でやっていいんですか。とんでもない話ですよ。

○棚原憲実企業局長 従来より浄水場の建設予定地の決定に当たりましては、住民生活に密着した、課題が多くあることから、行政的な判断が必要ということで座間味村が住民合意を図ることが望ましいということで座間味村にもお伝えしておりました。そういう中でアンケート調査の実施について座間味村が着手したと。それについては地元自治体の考えを尊重すべきであると我々のほうも考えておりました。ただ先ほども言いましたように、その後のいろんな状況の変化に応じて我々としてはその後の混乱を避ける意味で三役とも調整の上、今回の決定に至ったところです。

○照屋守之委員 これ全部皆様方の都合ですよ。県企業局、県知事の都合じゃないですか、今の説明は。座間味村はどうなるのですか、アンケートを取るって行って調査してそれが望ましいと行って協議をして向こうが意思決定をしてやる。それをする前に皆様方がいやいやもういいです、高台にしますと行って、こんな行政がありますか。皆様方がやるべきことはアンケート調査をお願いした、じゃあ座間味村はどういう状況なのか確認して、アンケート調査を行った後に意思決定をするのが皆様方の立場ですよ。座間味村を無視してね、お願いしておきながら勝手にそういう形で県議会の意思だの何だのってこじつけて決める、我々県議会は座間味村を混乱させてくださいってお願いしていませんよ。県事業なんだから皆様方がしっかり意思決定をする、座間味村には迷惑かけな

いでちょうだいとそれですよ、これが当たり前ですよ。その相談してアンケートもやるって分かりながら、それが始まる前の7日に企業局長じゃなく知事が出てきて高台にします。この意思決定までの過程は非常に大きな大問題ですよ、行政はこんなことを絶対にやってはいけません。そこを説明してください。何で知事が出てきたんですか、先ほど言ったように三役の調整とかこんなもんじゃないですよ、知事が本当に企業局長を差し置いて出てきた経緯を教えてください。

○棚原憲実企業局長 議会の中でも自然環境を求めてほしいという強い御意見も以前からありましたが、我々は座間味村と調整の上進めてまいりました。ただ圧倒的に委員会の委員の皆様御意見としては企業局として決定していったほうが良いというお話もあり、その中で全会一致で何度も申し上げますが、我々としてはそういう県議会の全会一致というのを非常に重く受け止めております。それで総合的に判断しまして、これは企業局だけで判断できるものではないと、多方面からやはりいろんな御意見も伺いながら決定していく必要があるということで、私のほうから三役のほうにも相談しまして、総合的な判断が必要ということで知事のほうで公表していただきました。

○照屋守之委員 あのですね、とにかく自然環境を守るとか県議会の中で議論があるとかね、今回の陳情についても県議会で採択したとかね、何なんですか県議会は。皆様方の方針を変更させるのが県議会ですか。県議会が何も言わなければそのままやるんですか。隠れみのにしないでくださいよ、何で我々が県議会が意見を言ったらそれを尊重するとか、全会一致だから。じゃあこれあれですよ、今のものは、皆様方の意思決定のやり方があまりにもずさんだから自分たちでやらずに向こうに決めさせようということを県の行政としてやろうとするから、それは違うでしょうと何で自ら決めないのということを、これは共通してるわけですよ。これが高台はあっちもある、こっちもあるっていろんな案がもし事前に分かってですね、それがきちっと村民にも説明された上でこういう陳情が出てきたらですね、県議会として意思決定できませんよ。それを皆様方の手続があまりにもこれじゃまずい、県としてまずいから、これを何とかしないとイケないというふうなことで我々それを促す意味も含めて、採択をしたんですよ。それで現場を見に行きましょうよと、6日に現場を見に行くと、実際にキャンプ場、高台って見ながら現実はどうなんだってことをやろうと思ったんだけど、それはコロナの影響でできなかったっていうこれが実態ですよ。だからそこは皆様方が自信を持って、キャンプ場案決める、高台案決

める、それは皆様方の意思をしっかりと我々も尊重するってことですよ。そこを県議会が全会一致とか、議会でも自然環境を守るとか、自然環境を守るのは県の行政が一番やるべきことなんじゃないですか。何で我々が議会がそう議論するから、議会が全会一致だからとこんな形で我々にそういう世の中にそういうあたかも議会がそういうことだからいいのかっていって、絶対おかしいんじゃないですか。

○棚原憲実企業局長 重複するかもしれませんが、今回の場所の選定に当たっては、非常に住民生活に密着した問題があることから、座間味村と調整の上、住民の意見の取りまとめを座間味村にお願いしてきました。その中でいろんな意見を踏まえて座間味村がアンケート調査を実施したことについては、我々としても尊重すべきだと思いましたが、これまでのいろんな経緯を含めると、今後円滑に進めるために何が重要かということで、いろんなことを検討した中で今回の決断に至ったということです。住民の混乱、分断をできるだけ少なくしていきたいというのは我々も座間味村も同一の意見で、今まで動いてきました。その中で座間味村が着手した後に県が方針を決定した、我々のほうで判断が遅れてしまったことについては、座間味村に御迷惑をおかけしたことは非常に申し訳なく思っております。

○照屋守之委員 この浄水場を円滑に推進をしていく、そのために最初から座間味村といろいろ協議をしてきたのでしょうか、最初から。今後進めて行く上には住民のその合意と言うけれど、じゃあ座間味村のそういう協力体制は必要ないわけですか。今こういうことをやって県から座間味村はアンケートで決めますよ、ぜひ決めてくださいって言われて、やりますよとって住民アンケートを取る前に、意思決定してしまったら座間味村としてはどういう立場ですか、今。沖縄県からはしごを外された、住民自治とは、民主主義とは、職員の頑張りを否定するような今回のやり方は一生忘れません。座間味村長ですよ。そこに対してこれから事業を始めていくんですよ。座間味村と一緒に住民のための浄水場を造っていくわけでしょう。これだけそういう屈辱的なことをやってですね、私は県の行政をチェックする機関としても、非常にこういうことはあってはならないし、こんなことをやる今の県政に非常に不信感持っていますよ、どう処理しますか。

○棚原憲実企業局長 今後ですね、高台に既存浄水場を建設する際には、まず当該地が村有地であること、そして座間味村としても防災拠点施設としての活

用が見込まれていたとか、そういういろんな事情がありますので、座間味村の協力なしにこの事業を進めることは難しいというのは我々も考えております。そういう意味で今月5日にですね、私のほうから座間味村長にはその旨お伝えして謝罪をしたところです。座間味村長も急に言われて、やはり今までの座間味村の御尽力を含めると腹に据えかねる部分はあるのかなというのは察しております。ただ座間味村にとっても必要な浄水場という生活に必要な施設ですので、村は方針が決まったら今後進まないといけないという話は一部伺っておりますので、今後ですね、さらにじっくり村と調整しながら防災拠点としての活用や工事に伴う影響等軽減できるようにしっかり村と調整しながら取り組んでいきたいと考えております。

○照屋守之委員 あの高台は村が防災施設を考えている村有地。よくそういうものを無視してアンケートを取るって言って県に協力してですね、我々がじゃあアンケートを取って決めていきますよという、そういう村に対してですね、住民にも案内して企業局が我々議員にもこういうふうに説明をして、よくこんなことをやりながら、村の協力なしではできない、村有地ですよというそこを無視してですね、7日に県が高台にと意思決定する、それは到底理解できませんよ。皆様方は自分で決めたら村は何とでもなると思っているのではないですか、村民は何とでもなると思っているんじゃないですか。そこは村長も言っているように民主主義ですよ。幾ら県といえども600名のそういう小さな村でも対等ですよ、そういう面では。意思決定するにしても本来は事前に協議をすべきことなんじゃないですか、皆様方こういうことやったのだけれども、私どもは今こういう考え方でこうなっておりますと、どうしようかという形でやらないと皆様方は皆様方で県としてそういう形で意思決定をして、座間味村はどうなのかという、そこは意思決定する前に座間味村の立場を尊重して踏まえてやるのが県三役の考えじゃないですか、そういうことができない県の行政はおかしいですよ。いつからそういう県の行政になったのですか。地元を無視して。

○棚原憲実企業局長 先ほど申しました当該地が村有地であること、村としては浄水場の既存浄水場の跡地を防災拠点として活用したいという計画がありました。そういう状況を踏まえて企業局としましては村と相談の上、住民の理解を得ながら場所はどこが最もよいか村のほうで決めていただきたいとずっと進んでまいりました。その中でやはり企業局で決めるべきだという御意見もありますが、我々としてはそういう状況の変化を踏まえて、最終的に高台のほうに

建設していこうという決定を村長に伝えたところでは。従来はずっと村とそういう課題を解決して住民にとって何が最もよいかそういう意味で進めてまいりました。

以上です。

○照屋守之委員 これはあれですか、村が防災拠点の何とかって施設を造るっていうのはクリアされているのですか。今その高台に県がやって村有地であり防災拠点を造るとか計画とかというふうなことも含めてそれをクリアした上で、皆様方は意思決定したのですか。

○棚原憲実企業局長 防災拠点としての活用は、村にとって非常に重要なことであることから、我々としては現在の既存浄水場用地に、浄水場を建設する際には村と設計段階から調整しながらできるだけ、何というんですか、平野ではなくて、テントを張ったりそういう活用ができるように、防災拠点としての活用が少しでもできるように村と調整して計画段階から進めていきたいと考えています。それは村にも提案しております。

○照屋守之委員 防災拠点というのはじゃあこの浄水場のそばにちょっと造るようなそういうレベルですか。おかしいでしょう、皆さん方の最初からの説明は。村が防災拠点を造るといふ高台は、そういうふうなものがあってということ繰り返しているでしょう。だったらそういう高台にするときに、意思決定する前に村もアンケート調査を準備している、皆様方は意思決定したい、高台にしたい、そのときに防災拠点としての皆様方の計画はどうなるのですか、村有地としてありますけれども、そこは我々が取得したいと思っているけれどもどうですか、ということも含めて調整した上でそこに決めますというのが皆様方の立場じゃないですか。それをもう全部アンケートも無視して、村のこの防災拠点の問題も解決できない、何も村有地の問題も解決しない、7日に自分たちで決める、それは議会の全会一致だ、あるいは前からのどうのこうのってその議論はずっとやってきているんでしょ。やってきて皆様方がずっと最初っからあの委員会でも、いや村に決めさせます、村に決めさせます。皆様方は議会の全会一致があれば我々は考えますとは一言も言っていないよ。村に決めさせます、村に決めさせます、議会が終わったらアンケートやるようになってから、28日に議会は終わったのですか、だったら29日に決めればいいでしょう。そういうふうなものを全部後回しにして、このいろんな新たなそういうふうな村が抱える問題も解決できない、村の立場も行政の立場ももうメンツ丸潰

れ、向こうの立場を無視しておいて潰しておいて防災拠点としての高台に我々は造ります、村有地協力してください。これは住民のためなんだから大丈夫ですよねって。ちょっとこんな話できますか、おかしいでしょう、民主主義は手続ですよ。どうですか。

○棚原憲実企業局長 我々の判断が遅れたことで、座間味村に多大な御迷惑をおかけしたことは本当に申し訳なく思っています。その後、何がよりよい方法かということで、我々は議論して考えて調整して、今回の決断に至ったところです。村については非常に御迷惑をおかけしたところがありますが、何とか村の防災拠点としての活用にもできるように相談しながら企業局としてはしっかり取り組んでいきたいと考えております。

○照屋守之委員 やっぱりですね、皆様方の責任は非常に重大ですよ。これ知事も含めてですよ。ですから皆様方はこの件で何らかのペナルティーを負わなきゃいけませんよ。これだけ村の行政をですね、信頼を失墜させてこれは村民との信頼ですよ。それと村と県との今の状況ですね、これも信頼丸潰れですよ、これから住民のために村も県も一緒になってそういう施設を造ろうとするのに入り口でこれだけ信頼を損なうようなことをやったら、この事業うまくいきませんよ。大変ですよ。それをつくりだしたのは皆様方ですよ、座間味村じゃありませんよ、座間味村民じゃありませんよ、企業局ですよ、沖縄県ですよ。これ信頼回復するために皆様方何らかのペナルティーを負わんと駄目ですよ。形として県民に示さんといけませんよ、これ大変なことですよ。私は委員長、この委員会で知事と座間味村長、これはやっぱり出席を求めてそれぞれの立場、もう一回お互い委員会としても確認する必要があると思うんですよ。これ座間味村長は大変ですよ、こうなったら結局座間味村が悪かったってことになりかねませんよ、今のやり方していると。これはとにかく委員長、知事と村長の意見をですね、立場をこの委員会でお互いが確認できるようなそういう場をですね、ぜひ要望しておきます。検討してくださいね。これやっぱり県議会としてもですね、これだけ長きにわたってこの浄水場問題、前期の議会からいろいろ審査をして対応しているということもあって、こういうふうな結末で場所が決まっていくということになってきて、やっぱりこの意思決定の過程でですね、非常に不都合なことが起こっている。高台になったからいいやでは済みません。これから建設は始まっていくんですから、そういうことも含めてぜひ知事と座間味村長をですね、土木環境委員会でその意見を聴取するような、そういう場をつくっていただきますように要望しておきます。委員長お願いします。そこ

は検討してくださいね。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

金城勉委員。

○金城勉委員 いろんな説明聞いていてですね、ますます企業局に対する不信感が募ってきましたね。皆さん慎重に慎重にということで、そして村民のあるいはまた村の意見も尊重しながら進めていこうということでこれまでずっときているのに、最後の最後に今の説明のようにどんでん返しのように、もう有無を言わさぬ決定をしてこれは何かあったんですか。アンケート調査もやってくれと、やりましょうと、準備に取りかかったさなかに、いきなり電話で村長に発表します。これは玉城県政がやることじゃないでしょう。今の国と県との在り方を見てごらん、知事が恐らくこの経緯を知らないんじゃないですか、企業局長から頼まれて発表しましょうということになったんじゃないですか。だから今照屋委員から提案のある知事意見の聴取というのは非常に重要です。

○棚原憲実企業局長 この件につきましては三役一知事、副知事にちゃんと説明をして、企業局としては今後、最もよい方法は何かと、アンケートを座間味村が実施することも尊重したい、ただその後の結果、いろいろな影響が出てくることも含めて、その後の浄水場の建設をどうやってうまくやっていくか、いろいろな方面から検討した結果、早めに判断したほうがよいのではないかとということで、知事三役にもちゃんと伝えた上で調整の上決定しております。

○金城勉委員 あなたは自分が何を言っているか分かっているの。アンケート調査をやってくれと、やりましょうと、それが結果も出ないままに県が高圧的にこれで決めましたと、これをのんでくれと。先ほどから厳しい指摘があるように、こういうことが行政手続として許されるのですか。特に玉城県政の中において、見てごらんなさいよ、辺野古の手続について、あれだけ裁判闘争までやりながら、国は話し合いをしてくれ、話し合いをしてくれと言っているのが玉城県政のスタンスでしょうが。それを案件が変わると同じことをやっているの。村長はそう言っているよ、はしごを外された。信頼関係失墜した。自分たちの意向はどうなるんだと。それはあなたが踏み潰した。

○棚原憲実企業局長 村長がお怒りのことも私は理解しております。今回の決定につきましては、判断が遅れたということが私も本当に申し訳ないと思っ

ているところです。今後についてしっかり村と最も望ましい方法について調整の上、進めていきたいと考えています。

○金城勉委員 順序が逆ですよ、なぜ5日に電話で村長と話し合ったんだったら、これほど重要でこれほど長期間にわたって議論してきたことを電話一本でもう通告、あなたはどういう権力者ですか。こんな強権的なことを今まで見たことないよ。企業局長というのはそんなに権力があるんですか。これまで積み重ねてきた村と県とのいろんな経緯、いろんな話合いのそういう経緯を全て踏み潰すような電話一本で通告して、そして2日後には発表、事情も知らない知事が。これはただじゃ済まないよ、局長。座間味村民を何だと思っているんですか。それを県議会の議決に全て根拠をおいて、いいかげんにしなさいよ。一体その背景に何かあったのですか。

○棚原憲実企業局長 先ほど言いましたように、土木環境委員会での委員の意見やこれまでの議論の経緯、そして県議会での全会一致の採択、今後住民の分断をできるだけ少なくするためには、どのような方法がいいかいろいろ検討した結果、今回の決断をしたところです。

○金城勉委員 あなたが言っていることはね、自分自身はその混乱の種をまいているんだよ。言っていることとやっていることが全く合っていない。あなたが混乱を引き起こしているんだよ今。そのことをきちんと自覚をした上で、今後、村長や知事の意見も聴取する場面を私からも委員長に御配慮を求めます。
以上。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 よろしくお願ひします。

まず8月7日に今知事が発表されたということなんですけれども、先ほど企業局長の説明では県議会の議決があって、これまでの状況ということで、これまではその村民のアンケートで村長と連携をしながら、その中で村民の住民の合意形成を図って行って、造っていくということで、これはアンケートは依頼したんですか。

○棚原憲実企業局長 住民投票やアンケートを実施するのは、やはりその地

元の自治体である座間味村が判断すべきだと思いますので、我々としてはアンケートの実施を求めてはおりません。すみません、言葉が足りなかったらあれなんで、直接求めてはおりませんが、県議会での意見や住民説明会でそういう意見が上がっていることは共有しております。

○玉城健一郎委員 これまでの議論を聞いていると、経緯が変わってきたと。県議会でのその議決があってそれ以降に全会一致っていうのを重く見て、それで判断をされたということをおっしゃってました。これ企業局長自身が判断したっていう理解でよろしいですか。

○棚原憲実企業局長 これはやはりいろんな判断が必要であろうということで、三役と調整の上、判断させていただきました。

○玉城健一郎委員 分かりました。局長が先ほどお話されていましたが、やはりちょっとこれ判断が遅かったのが混乱を招いた要因かなと私は考えています。今回アンケートに関していろいろ疑義がある中で、以前6月17、18日の住民説明会でアンケートを取りましたよね、このアンケートとの違いは何なのか。今回村がやろうとしたアンケート投票、また住民投票というのが地方自治法で決められている住民投票、これとの違いは何なのかという、少し分かる点で御説明お願いします。

○棚原憲実企業局長 まず、住民説明会では参加者だけにアンケートを取ると、参加できなかった人の意見が反映されないんじゃないかという意見がありました。その説明会ではちゃんと全住民にアンケート調査を実施してほしいという要望が出されております。住民投票につきましてはその地元自治体である市町村が条例に基づいて実施するものが住民投票ということになりますし、今回のアンケート調査につきましては住民の意向を把握する意味で決定力はないけれど、住民の意見を反映する意味で実施したいということで座間味村からは伺っております。

○玉城健一郎委員 これ例えば、住民投票とかでしたら条例をつくる際に、大体これが過半数を取ったらここに決めるとか、そういったものを決めていくんですけれども、今回のアンケート投票については、そういったものは全くなくて、これは参考意見程度に取るようなものだったのですか。

○**棚原憲実企業局長** それは座間味村が判断すべきことだと思うのですが、住民意見を把握することの参考にしたいとおっしゃっているのは聞いております。

○**玉城健一郎委員** 住民意見ということで6月17、18日にアンケートは取っていて、これ結果って企業局長御存じですか。

○**棚原憲実企業局長** これも座間味村が実施しているものですから、我々概要ということで僅差であったということはお聞きしています。

○**玉城健一郎委員** 一応、この住民の情報公開請求にて分かったのですけれど、結果高月山案が52、阿真キャンプ場が41、その他7票で高月山案が過半数を獲得しているんですね。その中で村はアンケートの結果は僅差って言うているのですけれども、これを僅差って言うていいのちよっと分からないのですけれども、このアンケートがじゃあどういうふうに使われたのか、結果発表もされない中、この住民アンケートを取るっていうのは、やはりよく分からないところだったと思うんですよ。アンケート投票について要望書ってということで、座間味村議会委員の方が村長に対して8月3日に要望書を出していて、この要望書の内容というのが、アンケート投票という形は村、住民にとって最もよくない形だと思いますと反対表明しているんですね、それで企業局のほうに村から説明があったと思います。住民アンケートに対して、この説明の中で村議会は了承しているっていう説明があったんですか。

○**棚原憲実企業局長** 座間味村からは、同日に臨時議会があって臨時議会が終わった後に、全議員に説明して特に反対意見はなかったということで我々は了承してるということで伺っています。

○**玉城健一郎委員** あの座間味村議の方から村長宛てに要望書が出ているんですね、アンケートに対して。また8月6日なんですけれども座間味島の区長会、これ座間味村の島のほうですね、島の中で3区あって3区長からアンケート投票についての要望書の中でどういうふうにかかれてるかということ、臨時村議会でも報告あったのに審議されていない。このアンケート投票について、投票という形式を取ることに對して多くの区民が困惑を示している。区民同士の対立が起こらないかと大変危惧しているっていうことをこの要望書の中で書いているんですね。だからこのアンケート投票というものが実施されることに對し

ての区民、座間味区民のこの懸念というのはこのような形で要望ですごい出されていたと思うんですよ。その中でやっぱりこのアンケート投票というものが、実際先ほど委員の中でお話がありました、アンケート投票を中止したことについて、私自身はこの座間味区長会だったり、座間味島の区長会だったり村議からこういうふうには要望書が出ている以上、やはり中止っていうのは英断だったのかなと考えていますけれども、このあたりについて聞いていいのか、どのようにお考えでしょうか。

○棚原憲実企業局長 そういういろんな意見を踏まえて判断されるのは、やっぱり座間味村だと考えています。

○玉城健一郎委員 だから、まあ村長としてもこういった判断があってこのアンケート投票について中止をしたという、そういったことは村長の英断だったと思いますし、こういった村民からの要望がある限り、やはり厳しい状況だと思います。また先ほどこの防災拠点についてお話がありました。防災拠点って今青写真は描けないと思うのですが、この候補地一高月山案の中でこの既存の浄水場用地を使う部分でどれくらいの敷地が大体防災拠点として今のところ平地で使えるのか分かりますか。

○棚原憲実企業局長 村長とのいろんな調整の中での話しか今現在やっていない状況ですが、今ある既存の浄水場の施設は災害用の機材倉庫に使いたいと。3方向からの住民が津波等で上がってきて避難できるのがその場所だということで、そこにはテントとかも設置して災害時の緊急的な避難場所として活用したいというお話は何ってます。

○玉城健一郎委員 今、企業局がつくっている高月山案の設計のものを見ていますけど、その中で今の施設の中で管理棟の部分というのは、この計画の中では使わない状況になっているので、そういったところを中心に防災拠点として造るのは可能だと思うんですよ。かつ、またこの浄水場の施設自体も災害のときに使えるような施設として造っていけば十分村からの要望である防災拠点施設っていうのは造れると思いますので、ぜひそのあたりは村と協議しながら造っていただきたいと思います。また、今回座間味浄水場の建設で、このなるべく早く造っていくというのは、企業局もそうですけれども、村としても要望だと思いますのでぜひ早く造れるように尽力していただきたいと思います。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

下地康教委員。

○下地康教委員 まずですね、皆さん方に私のこれからする質問にはい、いいえで答えていただきたいと思います。皆様方は公営企業法にのっとり業務を進めているというふうに私は理解をしてよろしいでしょうか。

○棚原憲実企業局長 はい。

○下地康教委員 はい、分かりました。

それではですね、8月7日の知事の会見で今の問題に対して県議会で全会一致による採択を重く受け止め、浄水場は高台へと発表していますけれども、この知事がですね、公営企業法に基づいて県知事が企業運営に関して指示や意見をすることができる法的根拠は何でしょうか。

○棚原憲実企業局長 委員おっしゃるように、水道事業についての運営については企業局長に任されております。その上で場所の選定につきましては、何度も申し上げますが、いろんな状況がありますので三役とも調整の上、場所についてはこの方向がよいのではないかとこのころで方針を決めたところです。最終的な決断につきましては、やはり事業実施主体である企業局長のほうで判断すべきことだと考えています。今後、役場とも調整してその場所に実際にどのような形で住民に影響がないように進めていくかとか、そういう判断は私のほうでやるべきだと考えております。

○下地康教委員 私の質問に対して答えになっていないですね。私の質問は知事が公営企業、水道局の運営に対して意見ができるかできないかという話をしているんですよ。それに対してのお答えをいただきたいと思います。

○棚原憲実企業局長 企業局としましては、三役と協議をしたということで御理解いただきたいと思います。

○下地康教委員 それも答えじゃないですね。要するに私は知事が意見をできるかできないというようなことを今聞いているんです。はいかいいえで答えてください。

○**棚原憲実企業局長** 企業局長が三役の意見を聞くことはできるものと思います。

○**下地康教委員** 私はそういう質問はしていません。知事が企業局の運営に対して意見をすることができるかどうか、公営企業法に基づいてできるかどうか、それをできる、できないこの2つのどちらかを答えてください。

○**棚原憲実企業局長** 私のほうから意見を伺ったということで御理解いただきたいと思います。

○**下地康教委員** これ理解できないですよ、私は。できるかできないかを質問しているんですよ。それをできる、できないで答えてくださいというお願いです。

○**棚原憲実企業局長** 申し訳ありません。私のほうから意見を伺ったと。いろんな多方面の意見を伺う必要があるという判断で、私のほうから三役のほうには相談をしたということです。

○**下地康教委員** 私の質問に答えになっていないですこれは。まずそれをはっきりしたいと思います。それでですね、公営企業法では管理者は、管理者はですよ、管理者の事務として、その知事に対して一任命者に対してですね、予算に対して、予算を上げると。要するに報告をするというふうになっているはずなんですよ。これなぜかというとはですね、企業局も予算がなければ仕事ができないですよ、その予算はその企業局長から知事に報告をします。知事はその予算を議会にかけるんですよ。議会で承認をするわけですよ。なので議会の意見というのは重いんですよ。そうですね、予算が通っていくわけですから。そういう意味では、知事は議会に対する意見を重く尊重する必要があると思うんですよ。その企業の水道企業団の運営に関してですよ。なので例えば皆さん方が予算を計上して予算が通りました。それで、しかしながら大きな事業に基づいては、例えば変更する場合もあるんですよ。そうすると変更する場合の予算の可決もまた議会でやるんですよ。そうすると、やはり議会の考えている意見というのは大事なんですよ、物事が決まっていく上では。そういう意味では知事が議会の意見を尊重するというのは考えられるんですけども、今回の場合はそういったことではなくて、いきなり知事が意見を申し上げているんです

よ。これは公営企業法上は通らないですよ。そういった通らなものが、今、この事業が決まろうとしている中で強権的に物事が通っているという形に見えるんです、私には。段取りがちゃんとされていない、それと企業局長は申し上げましたよね、最終的には私の判断だと。なぜその判断を最初からやらないんですか。そこですよ。

○棚原憲実企業局長 座間味村としては村有地であるということと、防災拠点としての活用を考えている、工事による住民への影響そういういろんな問題があるのでこういう住民の理解を得て、うまく取りまとめるのは座間味村にやっていただきたいということで私のほうからお願いして、以前から企業局としては座間味村にお願いして調整しながら進んできました。今回のように決定することによって、座間味村にこれまでの経緯を踏まえて多大な迷惑をおかけしたことは、何度も申し上げますがおわびしたいと思います。

○下地康教委員 その県の三役に意見を聞くというのは悪いことではないと思います、これはですよ。やはり予算を上程していただく方ですから、知事は。しかし、知事が記者会見をして発表するというのは、僕は間違っていると思うんです。これは知事がそういう意見を持っているからととっても、知事から意見を聞いたとしてもですよ、企業局長が発表するべきですよ。これは越権行為ですよ、知事の。これをちゃんと理解してもらわないと困るんです。どうですか。

○棚原憲実企業局長 今回の場所の選定に当たっては、非常に多角的な判断が必要ということで行政的な判断の上に三役と調整の上決定してまいりました。そういう多方面に与える影響等も考慮して、知事が発表した形になりましたが、企業局長である私も含めて三役と調整の上その方針は決定したところです。

○下地康教委員 間違いですね。企業局長の判断は間違いですよ。知事が発表する前に企業局長が発表するべきですよ。それだけ言っておきます。

以上です。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 皆さんがこの間、予算もかけて再調査もして座間味の住民の

皆さんに寄り添った対応をしてきたと思いますが、その住民合意を得るためにこれまで何度説明会は開かれてきましたか。

○大城彰建設課長 平成30年度に3回ですね。そして今年度に入って1回、住民説明会を開催しております。

○比嘉瑞己委員 先ほど玉城委員から質問がありましたけれども、その今年の最後の説明会になるわけですが、そこで既に住民アンケートが突然行われたと聞いてますけれども、そこでも高台案が多数を占めていた。でもこの結果については皆さんは本当に把握していないのか。

○棚原憲実企業局長 住民説明会におけるアンケートの活用については、あくまでも参考ということで座間味村が実施しておりますので、今後どのような形で住民をまとめていくかということの参考ですので、我々としては詳細な部分はちょっと直接はお聞きしてはいません。

○比嘉瑞己委員 参考であってもですね、やはり皆さんちゃんと把握するべきだと思いますよ。大切な住民の声ですからね。その上でそこでは高台案が多数出ている、そこで住民からしたらある意味では答えは出たなという思いできているわけですね。その中でいろいろ県議会の質疑もあって、終わった後また突然アンケートが行われることになりました。皆さんから説明を受けましたけれども、先ほどもあったように皆さんとしてはそこはもう村議会は了解を得たというふうにしか聞いていないわけでしょう。だけど、さっき玉城委員が指摘したように、その村議の1人から反対であるという表明、これは要望書という形で村長に出されているって聞いたんですけれども、この要望書は皆さん確認しましたか。

○棚原憲実企業局長 今月5日だったか3日だったか……。すみません、座間味村からアンケート実施について報告をいただいたときには先ほども述べたかもしれませんが、臨時議会が終わって全議員に対して説明を行って、特に反対意見がなかったのもので、座間味村としては実施することを決めたと。いわゆる了承という言葉が使われていましたが、その後私は十分な議論がされていないという村議会の議員のお話は私のほうにも電話がありました。

○比嘉瑞己委員 全く村からの報告とまたその当事者である議員の話が食い違

っているわけですよ。もう既にそこから今回のこのアンケートをめぐっては、村にとっては島の人たちにとっては私は、混乱、分断につながるものだったんじゃないかなと思っています。もう一つ重要なのが、その後続いて先ほどもありましたけれども、その区長会からの皆さんの要望書が村に正式に出されていますよね。この区長会というのは、島の区が3つあると思うんですけども、ここからの要望書になっていますか。

○棚原憲実企業局長 アンケートの実施につきましては、座間味村の判断で行っておりまして、そこら辺の要望書については、私どものほうでは今現在、把握はしておりません。

○比嘉瑞己委員 先週から今週にかけての動きなのでいろいろ皆さんにとっても情報収集は大変だったかもしれませんが、そうしたですね、島の状況をちゃんと把握するべきだと思いますね。その住民の代表である区長の皆さんからも今回のアンケートについてはちょっと違うんじゃないかというような意見だと聞いております。やっぱりこのまま行くとですね、ますます島の中に分断が持ち込まれ混乱が生じることになると思いますので、しっかりとした皆さんが決断するということが、これまで局長も述べていたと思いますので、対応していただきたいと思います。もう一点、先ほどもありましたけど、村が求めている防災拠点についてですね、先ほどの報告では可能な限り配慮することなのですが、實際上、その可能性としてはちゃんとあるんですか、高台に防災拠点。

○棚原憲実企業局長 今建設課のほうとも相談しているんですけど、浄水場の屋根をできるだけ平面にして、そこにテントを張ったり、そういう形で活用できないかとか、非常時には住民がそこに避難できるような配慮ができないかとか、建設に支障がない上での可能な限りの配慮をしていきたいと考えています。

○比嘉瑞己委員 そこは村長が求めているところですし、私はこの皆さんがおっしゃるようになりますね、浄水場とこの防災拠点が複合施設だったり併設だったり、高台のほうにあるっていうのは、すごく防災の観点からも両方にとっていいことだと思うんですよ。だから皆さんの配慮によって可能な限りこれを建設を同時に進めていくって方向になればですね、きっと村民の皆さんも村長も納得してくれると思いますので、その点についてはしっかり協議を続けていただきたいと思います。最後になんですが、その最後には局長が企業局長とし

て決断をすべきだと思うんですけども、このスケジュールとして今後の見通しはどうなるんですか。

○大城彰建設課長 まず高月山C案、既存の浄水場の拡張案の中で工事をするとなるとですね、実際に少なくとも3年はかかるだろうと。状況によっては、それ以上になるだろうというふうに考えております。その工事をやる前にはまた、その前にですね、実施設計というのをやって調査を行わないといけないものですから、計4年以上はかかるものというふうに考えております。

○比嘉瑞己委員 ちょっと趣旨が……。これは決まった後のスケジュールだと思うんですけども。この最終的に正式にこの高台でやっていくんだよって決まる日のスケジュールを聞いています。

○棚原憲実企業局長 これについては先日、座間味村にお伝えして、県の方針も決まったばかりですので、できるだけ早く座間味村のほうに伺って、その場所も含めてどのような形で進めていくか調整を進めていきたいという段階ですので、いつ実際に設計に入るかとか、そういうのはやはり座間味村との調整の上で判断していきたいと思います。

○比嘉瑞己委員 この間いろいろありましたけれども、この村長の意向も酌んでこの防災拠点も可能な限り皆さんも配慮していくわけですから、しっかりと信頼関係を構築していただきたいと思います。
終わります。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

以上で、座間味浄水場建設候補地についての質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

以上で、予定していた議題は全て終了いたしました。
委員の皆さん、大変御苦労さまでした。
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 瑞慶覧 功